

徳島県告示第三百三十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和六年六月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年六月二十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
2 2	阿南勝浦	阿南市下大野町渡り上り 六八三番一地先から 同 六四三番一地先まで 阿南市下大野町渡り上り 八番一九三から 同 五反畑一 三番一まで	旧	一六・七〇六八・六 一八・二〇八〇・五	二二九・六 六二二・〇
		同 六四三番一地先まで 阿南市下大野町渡り上り 八番一九三から 同 五反畑一 三番一まで	新	一六・七〇二四・〇 一八・二〇八〇・五	一八四・三 六二二・〇